

【EU】 デジタルサービス法の制定

海外立法情報課 田村 祐子

* 2022年10月、安全で予測可能かつ信頼できるオンライン環境のため、違法コンテンツ対応や消費者保護強化等、仲介サービスのプロバイダに対する規制枠組みを定める規則が制定された。

1 背景・経緯

欧州委員会は、2020年12月、オンライン商取引等を規制する指令（Directive 2000/31/EC）が制定後20年近く経過していたこと、個人情報の漏えい等、消費者が不利益を被る状況が続いていたことを踏まえ、同指令を改正しデジタルサービスに関して規定する規則案（COM(2020)825）を提出した¹。規則案は、2022年10月19日、「デジタルサービスのための単一市場に関して規定し、指令2000/31/ECを改正する欧州議会及び理事会規則（デジタルサービス法）」²として制定され、同年11月16日に施行された。一部規定を除き³2024年2月17日から適用が開始される。

2 デジタルサービス法の概要

全5章93か条から成り⁴、第1章：一般規定（第1条～第3条）、第2章：仲介サービスのプロバイダの責任（第4条～第10条）、第3章：透明性があり安全なオンライン環境のためのデューデリジェンス義務（第11条～第48条）、第4章：実施、協力、罰則及び施行（第49条～第88条）、第5章：末尾規定（第89条～第93条）で構成される。

(1) 目的・定義

デジタルサービス法は、消費者保護を含む基本的権利が保護される、安全で予測可能かつ信頼できるオンライン環境のためのルールを定めることで、「仲介サービス」が域内市場で適切に機能するよう貢献することを目的とする。仲介サービスとは、情報を通信ネットワーク上で伝送するサービスをいう（第3条）。同法は、仲介サービスのプロバイダの設立地にかかわらず、EU域内で設立されている、又は所在するサービス利用者（recipient of the service）⁵に提供される仲介サービスに適用される（第2条）。仲介サービスのうち、サービス利用者から提供された情報を当該利用者の要求に応じて保存（storage）するサービスを「ホスティングサービス」という。ホスティングサービスのうち、サービス利用者の要求に応じて、情報を保存し、公衆に広めるものを「オンラインプラットフォーム」という（第3条）。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年3月10日である。

¹ 規則案の概要は、濱野恵「【EU】デジタルサービス法案及びデジタル市場法案の公表」『外国の立法』No.287-2, 2021.5, pp.20-21. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11668881_po_02870208.pdf?contentNo=1> を参照。

² Regulation (EU) 2022/2065 of the European Parliament and of the Council of 19 October 2022 on a Single Market for Digital Services and amending Directive 2000/31/EC (Digital Services Act) (Text with EEA relevance), OJ L 277, 27.10.2022, p.1. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2022/2065/oj>>

³ 欧州委員会による巨大オンラインプラットフォーム及び巨大オンライン検索エンジンへの指定（第33条第3項～第6項）、監督手数料の請求（第43条）、罰金（第74条）等は、2022年11月16日に適用開始されている（第93条）。

⁴ 規則案は、全5章74か条であった。本記事で言及した規定のうち、第12条、第25条、第28条、第32条及び第43条は審議過程で追加された。また、規則案では、第18条はオンラインプラットフォームのプロバイダ、第27条は巨大オンラインプラットフォーム及び巨大オンライン検索エンジンのプロバイダに課される義務であったが、それぞれ適用対象が拡大された。

⁵ 情報を求め又は情報を利用可能にする目的で、仲介サービスを利用する自然人又は法人をいう（第3条）。

(2) プロバイダの義務

①**仲介サービスのプロバイダの義務**：国の司法・行政当局から、違法コンテンツに対する措置命令（第9条）及び特定のサービス利用者に関する情報提供命令（第10条）を受けた場合、命令の受領を当該当局に報告し、命令内容をサービス利用者に通知すること、加盟国当局、欧州委員会、独立諮問機関（第11条）及びサービス利用者（第12条）に対して連絡が取れる単一の連絡先を公開すること、サービス利用者が提供する情報に関して、サービス利用時に課される制限について利用規約に明記し、簡単に利用できる方法で公開すること（第14条）等が規定された。

②**ホスティングサービスのプロバイダの義務**：①に加えて、個人又は団体が違法コンテンツと疑う情報について通報できる仕組みを導入すること（第16条）、人命を脅かす犯罪が行われると疑われる情報を知った場合、関係各国、加盟国の司法・行政当局にその疑義を速やかに通報し、関連情報を提供すること（第18条）等の義務を負う。

③**オンラインプラットフォームのプロバイダの義務**：①及び②に加えて、第16条の通報制度において、特定の専門領域で活動する「信頼できる警告者（trusted flagger）」による通報を優先し、当該通報を不当な遅延なく処理するために必要な措置を講ずること（第22条）、オンラインインターフェースを設計、運用する際に、サービス利用者を欺いたり、意思決定能力をゆがめたりするような方法を用いてはならないこと（第25条）、おすす機能に用いる主要なパラメータとサービス利用者が当該パラメータを変更する方法を利用規約に明示すること（第27条）、未成年者が利用できるサービスにおいて、未成年者のプライバシーと安全を高水準で確保するために適切な措置を講ずること（第28条）等の義務を負う。さらに、消費者が取引者（trader）⁶と遠隔契約を締結することを可能にするオンラインプラットフォームのプロバイダに課される義務として、取引者に身分証明書等の提出を義務付けトレーサビリティを確保すること（第30条）、違法な製品又はサービスが消費者に提供されたことを認識した場合、当該消費者に対して、その製品・サービスが違法であること、取引者の情報、救済手段を通知すること（第32条）等が規定された。

④**巨大オンラインプラットフォーム及び巨大オンライン検索エンジン⁷のプロバイダの義務**：①、②及び③に加えて、提供サービスを利用した違法コンテンツの拡散等に関するリスクを特定・分析・査定し（第34条）、リスクの軽減措置を講ずること（第35条）、独立機関の監査を年に1回以上受けること（第37条）、商品名などの広告の内容、提供元等の情報を当該広告が最後に表示されてから1年間は公に利用可能にすること（第39条）等の義務を負う。欧州委員会は、危機⁸の発生時に、巨大オンラインプラットフォーム及び巨大オンライン検索エンジンのプロバイダに対して、提供サービスが公共の安全又は公衆衛生に深刻な脅威をもたらしているかを評価し、深刻な脅威への関与を防止、制限するための措置を採るよう求めることができる（第36条）。

(3) 罰則

加盟国は、仲介サービスのプロバイダがこの規則に違反した場合に適用される罰則を定めなければならない。罰金額は、プロバイダの年間売上高の6%を上限とする（第52条）。巨大オンラインプラットフォーム又は巨大オンライン検索エンジンのプロバイダによる違反については、欧州委員会が、年間売上高の6%を上限として罰金を科すことができる（第74条）。

⁶ 自身の取引、事業、専門技術（craft）、職業に関連する目的で行動する自然人又は法人をいう（第3条）。

⁷ 月間平均有効利用者数が各4500万人以上のオンラインプラットフォームとオンライン検索エンジンで、欧州委員会が指定するものをいう（第33条）。

⁸ パンデミックや戦争が想定されている。European Commission, “Questions and Answers: Digital Services Act,” 2022.11.14. <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_20_2348>